

くみあいニュース

山口大学教職員組合 (2023年6月23日 Friday)

第269 (2021年度-第14号) / 電話: 083-933-5034・メール: fuy-union@galaxy.ocn.ne.jp

※メールアドレスを変更しました!

医学部長・附属病院長・看護部長等との懇談会開催 (6/15)

組合の小串分会(医学部・附属病院分会)は6月15日(木)午後3時半から4時半まで、医学部長・附属病院長等との懇談会を行いました。懇談は6月1日に提出した9項目について、提示された関係資料を踏まえて、それぞれ意見交換を行いました。以下、重点事項についての速報です。



○ 看護師・医療技術職員等の3年任期付き常勤採用制度は廃止すべき

看護師・医療技術職員等は新規採用から3年間は任期付き職員であり、能力等評価の結果によって任期なし職員に移行することになっています。しかし、この10年間で計896名が任期満了となった後、889名は任用更新されており、任期満了退職すなわち雇止めとなった方は、わずか7名であることが明らかになっています。

この問題については昨年度も議題にあげ要望していましたが、今回あらためてこの制度そのものを廃止すべきではないかと訴えました。そのさい、万が一いくら指導しても警告しても勤務態度が変わらず患者に害を及ぼすような職員がいた時は何らかの措置をこうずることもあり得るのではないかと、それは任期付き制度とは別枠の話だとしました。これに対して松永新附属病院長から検討課題としたいとの回答があり、原田看護部長からも同様の発言がありました。



○ あまいにも多い中途退職 仕事と家庭の両立できず退職も

2022年度の新規採用者74名に対して、年度内の中途退職者が85名となっていることに対して原田看護部長は、看護部内に立ち上げた委員会の中でも検討していることを明らかにしました。この事に関して組合から、実際に組合に届いたいくつかの相談事例(介護休暇を取りたいと申し出たが断られた、育児休業明けでも夜勤をしなければならない実態がある)を伝え、単なる人員増だけでなくなぜ中途退職が多いのかその理由を病院として真剣に考える必要があるということを訴えました。これに対して看護部長は、「(事例は)初めて知りました」と答えましたが、こうしたことがなくなるよう抜本的な対応が望まれます。



○ 年末年始の出勤者は3,000名超 1回1万円の手当支給制度化を!

年末年始の出勤に対してこれまで、変形労働時間制適用のため、看護師・医療技術職員等は休日給が支給されていませんが、金沢大学医学部附属病院では1回1万円の特殊勤務手当が支給されています。提示された資料によれば延べ3,000人以上がこの期間(12/28~1/3)に出勤しており、仮に1回1万円を支給すれば約3,000万円の予算が必要となりますが、附属病院の予算規模からすれば対応可能な額と思われます。



残業減・年休取得増・パワハラ根絶・医師の働き方改革など課題は山積み

山口大学学生会館は福利増進のための施設

学生会館はこれまで休日含めて朝9時から夜の9時45分まで教職員・学生等に開放されてきました。ところが、4月以降、大学のホームページによると貸出期間が月曜日から金曜日となっており、使用限度時間は夜の8時までに短縮されています。これを知った組合が人事課を介して学生支援課に確認したところ、もともと2004年（H16年）4月1日に定められた「学生会館使用要項」でそのようになっており、これまでは運用で休日等の使用を認めていたが、2022年6月の文化会棟新築等を期に要項にもとづく本来の運用としたものだとのことでした。しかし、もともと学生会館の目的である「山口大学の学生並びに本法人の役員及び職員相互の人的接触を深め、学術・文化活動及び課外活動の発展を助長するとともに、学生並びに役員及び職員の福利増進を図り、学園生活を豊かにすること」からすれば、これまで同様の運用こそが目的に叶っており、使用要項どおりとするのではなく、実態に合わせて要項を改正することが正しい対応ではないかと指摘・要望しました。



これを受けて学生会館長・学生支援課長等が検討した結果、組合の主張を受けてそのような運用とする方向で検討するとの見解が示されました。今後、教学委員会等での審議を経て確定されることになろうかと思いますが、ホームページの記載事項は確定までは特に変更されないままとなります。使用を希望する団体の方は適宜担当部門へ連絡すれば善処されるのではと思われます。

その他、手続き上の個別の問題として「使用願の学部長承認印欄」についても指摘しました。担当者によると、これは学会等で使用する場合に使用料免除とするために必要であり、通常は必要ないとのことでした。

残る問題の一つは、使用許可書裏面にある「宗教的活動又は政治的活動を行わないでください」との禁止条項です。これはきわめて抽象的で、運用次第では「表現の自由」を大きく規制する可能性もあり、その是非が問われます。

インフレ手当・賃上げの一部前倒し支給を



再雇用職員の皆さんはすでにお気づきと思いますが、この6月に支給された年金がわずかですが引き上げとなっています。これは物価スライド制であるため、この1年の物価上昇を受けて2.2%程度の支給額引き上げとなったことによります。民間企業の賃金も平均3.7%上昇したことを受けて組合はインフレ手当の支給を要求しています。仮にその実施が難しい場合には、8月の人事院勧告・給与法改正を待たずに、せめてその半分程度を前倒して支給することを提案しています。その上で、賃金引き上げ後に清算することも十分可能です。

トラブル続出のマイナンバー 大学での利用強制は不適當

マイナンバーに別人の保険証情報や口座情報がひも付けられていたことが相次いで発覚するなど、制度の根幹に関わる重大事態が報じられるもと、健康保険証を廃止しマイナンバーカードの取得を強要するマイナンバー法等改定案が5月31日の参議院特別委員会で、立憲民主党と共産党が反対したものの自民党、公明党、日本維新の会、国民民主党が賛成して可決され、6月2日の参議院本会議でも賛成多数で可決・成立しました。「マイナ保険証」に他人の情報が登録、コンビニで他人の証明書が発行、登録抹消の印鑑登録証明書が発行、住所変更未反映の証明書が発行、公金受け取り口座が別人のマイナンバーに登録、マイナポイントが他人に付与されるなどトラブルは深刻です。内閣支持率が急降下するもと岸田首相は「コロナ並みの体制で総点検」等と慌てていますが、制度そのものの廃止こそ急務です。



一部の国立大学では、附属図書館への入館をマイナンバーのみとしたり、授業の出席確認をマイナンバーで行う等、国（文部科学省）の意向に最大限沿った対応をしようとしていましたが、学内外からの大きな批判の声を前に、「あくまでも本人の判断」と軌道修正を迫られています。

